



福岡県医発第186号(地)

平成15年 4月18日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬



救急救命士国家試験の改善について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省より各都道府県衛生担当主管部局長宛に通知がなされ、別添のとおり、福岡県保健福祉部医療指導課より通知がありましたのでお知らせいたします。

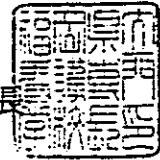
つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

1 5 医指地第 2 号

平成 1 5 年 4 月 1 日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長



救急救命士国家試験の改善について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本県の救急医療行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、厚生労働省医政局指導課長から別紙のとおり通知がありましたので御了知いただくとともに、各郡市医師会への周知をよろしくお願いします。

担当 桑原、水谷

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

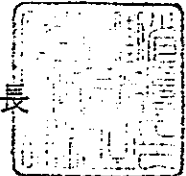


医政指発第0326003号

平成15年3月26日

各都道府県衛生担当主管部局長 殿

厚生労働省医政局指導課長



救急救命士国家試験の改善について

標記については、本年2月12日「救急救命士国家試験のあり会等に関する検討会」の報告書（別添）が取りまとめられたところである。

同報告を踏まえ、国家試験の適切な実施と救急救命士の資質の向上を図るため、救急救命士国家試験の回数を平成18年度から年1回とすることとし、併せて試験問題作成等について所要の改善を講ずることとしているのでご了知のうえ、関係方面への周知徹底方よろしくをお願いしたい。

救急救命士国家試験の改善について

はじめに

救急救命士の国家試験の改善については、平成12年5月12日の「病院前救護体制のあり方に関する検討会」報告書において、「将来的な年1回実施の実現を含めた国家試験のあり方について、他職種における国家試験改善に向けた検討を考慮しつつ、関係者の理解を得ながら検討を継続していく必要がある」とされたところである。

その後、救急救命士養成カリキュラムの大綱化等を経て、平成3年8月の制度発足から10年が経過したことを契機に、本検討会は、平成14年1月から6回にわたり、国家試験の適切な実施と救急救命士の資質の向上に資するため、救急救命士国家試験の改善方策等について調査検討を重ねてきたところ、早急に実施すべき事項等について、下記のとおり報告する。

1 当面の改善事項

(1) 改善方策等

救急救命士の国家試験は、現在、年に2回実施しているが、試験問題の作成期間が短いことから、事前の検討及び事後の評価等に十分な時間を費やすことができないこと、受験者が具有している知識、技能を適切に評価できるような問題作成のための時間が不足していること等が指摘されている。

こうした状況の中で、救急救命士が具有すべき知識、技能を適切に評価し、時代の要請に応え得る適切な試験を作成するため、以下のような改善方策等について検討し、実施可能なものから導入する必要がある。

- 試験問題の作成プロセス等の改善
 - ・ 出題者ワークショップの開催
 - ・ 問題数の増加
 - ・ プール問題の増加
 - ・ 試験問題の事後評価の実施
- 必要な「知識」の評価に関する改善
 - ・ 試験形式の変更
 - ・ 禁忌肢、必修問題等の導入
- 必要な「技能」の評価に関する改善
 - ・ 臨床実地問題の増加等

(2) 試験回数の年1回化

国家試験の年1回化の議論については、救急救命士は未だ養成過程の途上であり、救急救命士の配備促進による病院前救護体制全体の質的・量的向上という観点を踏まえれば、試験の年1回化については、試験の質的向上に寄与する面もあることから将来的な課題ではあると認識しつつも、他の改善策を講じることが先決であり、時期尚早であるとの意見があった。

これに対しては、救急救命士の業務の高度化と資質の向上を図る前提となる国家試験の質の向上を量的な側面のみから論じるべきではないこと、仮に、量的な問題を考慮するとしても、国家試験の受験者数に変化がなければ試験回数の年1回化は量的な充足には影響を及ぼさないと考えられること等から、(1)の改善に合わせ、既に年1回化された医師、看護師等他の医療職種の国家試験と同様に、年1回化し、春に行うものとすべきとの意見が多かった。

2 実施時期及び留意すべき事項

(1) 実施時期

1の改善に必要な準備作業は、直ちに着手する必要がある。

国家試験の回数の年1回化については、議論が分かれている中で、救急救命士の今後の運用隊の充足見通しを重視する立場から、現段階では具体化することが困難であるとの意見があった。その一方、実施時期を明確化し、これに向けて、具体的な諸準備を計画的に進めていくべきとの意見が多かった。

これらを踏まえ、国家試験の回数を年1回とする時期は、現在、専門学校を始めとする養成課程に在学中の者及び入校が内定している者に配慮しつつ、業務の高度化に即したより質の高い問題作成や十分な評価ができるような体制整備に要する時間等を考慮し、平成18年度とすべきである。

(2) 留意すべき事項

問題数の増加など1の改善を行った場合、国家試験を年1回化したとしても、限られた期間に試験問題の作成から事後評価までを行わなければならない状況にあることは、他の医療職種の国家試験についてと同様であることから、試験問題の作成に当たる学識経験者の数は限られてはいるが、引き続き国家試験委員の増加に努めるべきである。

厚生労働省と総務省消防庁が共同で設置した「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告(平成14年12月11日)が指摘しているとおり、救急救命士の配置に地域格差も見られることから、具体的な需給計画に基づいて救急救命士の養成、採用の促進が図られるべきである。この点に関連して、「病院前救護体制のあり方に関する検討会」報告書にあるとおり、「学校法人等の救急救命士養成所を卒業し、救急救命士資格を取得した者を消防機

関が採用することも、救急救命士が量的に充足するための一つの方策である」ことに留意すべきである。

いずれにしても、病院前救護体制の充実のために欠かせない救急救命士の資質向上等を国家試験の改善等を通じて実現していくためには、関係者の理解と取組が必要であることは言うまでもないが、広く住民の理解を得ることも重要である。

3 今後の検討

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書においては、救急救命士の処置範囲の拡大など救急救命士の業務の高度化と資質の向上を図っていくためには、現行の養成課程や国家試験のあり方等の見直しが必要であるとされている。今後、この報告に基づき、包括的指示による除細動や必要な諸条件を満たした救急救命士に限定的に認められる気管挿管等、処置範囲の拡大が予定されていることから、これに合わせて、養成カリキュラムの検討、試験内容の範囲拡大等を含め、養成課程全般についての改善に向けた早急な対応が必要である。

「救急救命士国家試験のあり方等に関する検討会」 委 員 名 簿

朝日 信夫 (財) 救急振興財団副理事長

宇都木 伸 東海大学法学部教授

鬼窪 悦生 厚生労働省医政局医事課試験免許室長

小濱 啓次 川崎医科大学教授

小林 国男 帝京大学医学部教授

◎ 島崎 修次 日本救急医学会理事長 (杏林大学医学部教授)

菅原 美樹 (社) 日本看護協会看護研修学校教員

竹中 浩治 (財) ヒューマンサイエンス振興財団理事長

野口 宏 愛知医科大学医学部教授

羽生田 俊 (社) 日本医師会常任理事

森 正志 全国消防長会救急委員会 (仙台市消防局警防部長)

吉崎 賢介 総務省消防庁救急救助課長

渡延 忠 厚生労働省医政局指導課長

(専門委員)

太田 宗夫 全国救急救命士教育施設協議会会長 (東洋医療専門学校長)

(敬称略、◎は座長)